公正価値測定及びその開示に関する会計基準-公開草案コメント

Date: September 9, 2010

Subject: 公開草案コメント

略称
会計基準：公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）
適用指針：公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）

項目
1. **公正価値の定義（会計基準第 3 項）**
2. **公正価値の定義（会計基準第 4 項）**
3. **秩序ある取引（会計基準第 7 項）**
4. **最有効使用（会計基準第 11 項）**
5. **最有効使用（会計基準第 12 項）**
6. **公正価値を算定する単位（会計基準第 13 項）**
7. **公正価値のレベル別の分類（会計基準第 16 項）**
8. **公正価値に関する注記事項（会計基準第 17 項）**
9. **公正価値の定義（出口価格）（会計基準第 33 項）**
10. **市場参加者（会計基準第 36 項）**
11. **「市場性の欠如によるディスカウント」について（適用指針 8 項及び 43 項）**
12. **「支配プレミアム及び少数株主持分ディスカウント」について（適用指針 8 項及び 45 項）**
13. **「公正価値の算定方法-評価技法について（適用指針 12 項及び 13 項）**
14. **入力数値（レベル 3 の入力数値（観察不能な入力数値））（適用指針 15 項）**
15. **マルチプル法－レベル 2 インプット(適用指針 17 項)**
16. **レベルの入力数値の具体例(適用指針 17 項及び 18 項)**
17. **ポートフォリオで保有する金融商品の公正価値の算定（適用指針 21 項）**
18. **取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合の公正価値の算定（適用指針第 24 項から第 29 項及び第 50 項）**
19. **負債の公正価値の算定（負債の移転の制限）（適用指針 35 項）**
20. **入力数値の感応度分析（適用指針 38 項）**
21. **市場参加者のシナジー効果の反映（適用指針設例１について）**
22. **市場価格のある有価証券の減損処理（金融商品会計に関する実務指針 91 項）について**

1. 公正価値の定義（会計基準第 3 項）
第 3 項によると、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えて適用するとされているが、他の会計基準等の文言を置き換えるべきではないか。結論の背景にある、我が国における「時価」と国際的な会計基準における「公正価値」の考え方に大きな差異はないとの記述に違和感は無いが、本会計基準にて新たに「公正価値」の考え方が整理されている以上、従来の会計基準等における「時価」について、「公正価値」と読み替えることで問題が無いことを少なくとも確認する必要があると考えられる。

2. 公正価値の定義（会計基準第 4 項）
公正価値の定義には、「・・・測定日において・・・」との文言があり、金融商品に関する会計基準注 7 にあるその他有価証券の決算日の時価に関する 1 カ月平均市場価格の適用は、決算日に秩序ある取引で、数量及び頻度等活発な取引が存在する場合、1 カ月平均市場価格は公正価値とは認められないとの理解でよいか。

3. 秩序ある取引（会計基準第 7 項）
「測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引」という規定があるが、例えば、上場株式については、個々の売買が成立する単位の取引についてみれば、市場にさらされている期間はほんの一瞬である場合が考えられる。このような取引について「秩序ある取引」ではないと判断されてしまう可能性がないよう、「測定日以前の一定期間、市場にさらされていることを前提とした取引」の指し示す具体的内容を基準等に明示していただきたい。

4. 最有効使用（会計基準第 11 項）
最終段落「企業による現在の使用」の「企業による」は、会計基準という建て付けからは不要ではないか。会計基準であることからすれば調査を行う必要がない主体は企業であるはずで、「企業による」という文言が入っていることで、調査を行う必要がない主体が誰であるのか不明確となっている。

5. 最有効使用（会計基準第 12 項）
（3）「市場参加者が当該資産に対して要求するであろう投資リターンが生じるか否か」という指標を最有効使用の合理性についての 3 つの判断指標の 1 つとされていることの意義をより明瞭に示していただきたいと考える。本判断指標が存在する場合、例えば、想定しうる全ての使用法の公正価値がいずれも「市場参加者が当該資産に対して要求するであろう投資リターン」を生じさせない場合には最有効使用は存在しないことになるが、このような理解で良いか。このようなケースも想定すると、（3）の規定は最有効使用の合理性についての必要な判断指標とはならない場合もあると考えられるため、当該判断指標を設けている意図をより明確に示していただきたいと考える。

6. 公正価値を算定する単位（会計基準第 13 項）
本草案（基準）第 13 項においては、「資産又は負債の公正価値を算定する単位は、それぞれの資産又は負債に適用される会計処理等に基づく。」とされているが、結論の背景その他においては、公正価値を算定する単位に関する説明が一切なく、具体性がない。
当該規定の適用にあたっては、例えば上場関係会社株式については、個々の株式を公正価値算定の単位とするのか、関係会社株式を一体として公正価値算定の単位とするのかなどの論点が考えられる。金融商品会計基準における関係会社株式の取扱及び適用指針草案第 8 項の規定に鑑みると、関係会社株式を一体として公正価値算定の単位とすると考えられるが、特に関連会社株式に係るプレミアムについて適用指針草案では何ら触れられていないことから、基準の規定上は必ずしも明確ではない。
上記の例をはじめ会計単位の決定に判断を要するケースがあることを踏まえ、基準本文と

は別に、結論の背景その他において、結論に至るまでに議論された具体的な項目、その項目に係る結論及び根拠など、会計単位の決定の判断に係る指針を具体的に記載すべきである。

7. 公正価値のレベル別の分類（会計基準第16項）
本草案（基準）では、公正価値のレベル別の分類における「重要な影響」の判断規準に関して、一律に規準を定めることは困難であり個々の状況に応じて適切に判断すべき旨示している。しかし欧米各社の開示例を見てもレベル別の資産又は負債の構成比に大きな差異があり、保有する資産又は負債の性質の差異だけでなく、レベル分けの判断に相当差異が生じている可能性がある。その場合、投資家の比較可能性を却って損なう開示となり、本基準の存在意義を薄れさせかねない。欧米の状況を調査の上、レベル分けに関する教育ガイダンスの開発等について考慮願いたい。また、「公表にあたって」（P.6）で示された教育ガイダンスの内容は、上記の提言にある程度対応する予定のものであるかどうか、明示いただきたい。

8. 公正価値に関する注記事項（会計基準第 17 項）
公正価値に関する注記事項について、従来の時価注記と分けて開示する意義は薄いのではないか。読み手の便宜を鑑みると、少なくとも「金融商品時価注記」とは一括して開示する方が望ましいと考える。

9. 公正価値の定義（出口価格）（会計基準第 33 項）
本項の論点について、第 26 項に従い、個別の会計基準で記載されている（されるべき）ものと判断されている理由が記載されておらず、不明瞭であると考える。そのような場合は、個別の会計基準において、公正価値を用いないという例外規定を設ければよいという考え方に基づく判断であれば、そのことを明示していただきたい。

10. 市場参加者（会計基準第 36 項）
本項の記載は、市場参加者の仮定を用いることを原則とするが、観察可能な取引が存在しない場合においては、市場参加者の観点による公正価値の見積りが企業に固有の観点による見積りと、結果的に、一致する場合があるということを示していると理解して良いか明示いただきたい。

11. 「市場性の欠如によるディスカウント」について（適用指針 8 項及び 43 項）
適用指針 8 項によれば、市場性の欠如によるディスカウントなど、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に考慮するであろう割引（ディスカウント）要素を反映するとある。また「「市場性の欠如によるディスカウント」とは、市場での取引量が少ないという市場参加者に共通の状況を反映した金額をいう」と記載されている。ここで、「市場での取引量が少ない」というのは通常市場で売買されない非上場の商品（非上場株式、非上場のローン等）も含むのか否かを適用指針で記載することをご検討いただきたい。

12. 「支配プレミアム及び少数株主持分ディスカウント」について（適用指針 8 項及び 45 項）
適用指針 8 項によれば、支配プレミアム及び少数株主持分ディスカウントなど、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に考慮するであろう割増（プレミアム）及び割引（ディスカウント）要素を反映するとある。また「支配プレミアム」については”100%の取得であるか否かにかかわらず、支配を獲得する場合に通常存在する”と記載されている。ここで、”支配”の意味について、より具体的なガイダンスや例示等をご提示いただきたい。例えば対象会社 A 社を支配はしていない（持分 40%）が重要な影響力を及ぼせるため A 社の評価においてプレミアムを考える場合、当該プレミアムを支配プレミアムと同様に考えて良いかなど記載していただきたい。

また、近年の M&A の事例では支配プレミアムが見受けられない（いわゆるプラスのシナジーが発生しない）と考えられるケースも見受けられるため、仮に対象会社を支配する場合でも支配プレミアムは必ずしも存在するわけではない旨を適用指針で補足として記載していただくことをご検討いただきたい。
さらに対象会社を支配する場合には、経営権の行使等を通じて対象会社から収益を獲得することが可能となると考えられるため、対象会社株式の評価において基本的に市場性の欠如によるディスカウントは基本的に必要ない（少なくとも支配していない場合に比べてディスカウントを全部織り込む必要はない）のではと考えられるがこの点についても適用指針でその旨を記載することをご検討いただきたい。

13. 「公正価値の算定方法-評価技法について（適用指針 12 項及び 13 項）
会計基準 14 項によれば、①公正価値を算定するにあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いるとされている。一方で評価技法に用いられる入力数値は、観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならないとされる。ここである特定の資産を評価するため、①に従い適切な評価技法を選択した結果、それ以外の評価技法を選択した場合に比べ観察可能な入力数値の利用が少なくなる場合であっても当初採用した特定の資産の評価に最適な評価技法を選択すべきか否かが不明瞭となっていると考えられる。IASB の ED 第 44 項を参考に、公正価値ヒエラルキーは、公正価値を測定するために用いられる評価技法ではなく、評価技法へのインプットの優先順位づけを行うものであるのか否かを適用指針で明示することをご検討いただきたい。
また、評価実務では、複数の評価技法を当初利用した場合でも最終的に最もよく公正価値を表す評価技法のみを採用することが行われており、必ずしも評価技法のウェイト付けを行うとは限らないと考えられる。したがって適用指針 13 項の「ウェイト付けを行い」という表現についてウェイト付けが必ずしも必要ではない旨記載することをご検討いただきたい。

14. 入力数値（レベル 3 の入力数値（観察不能な入力数値））（適用指針 15 項）
「あらゆる努力を行う必要はないが、合理的に入手することができる場合は、それを無視してはならない。」の「あらゆる努力」と「合理的に入手することができる場合」の違いが不明瞭であり、実務上の解釈に混乱を引き起こす可能性があると考える。特に、情報の入手に費用（もしくは過大な費用）がかかる場合、その情報を入手することは「合理的に入手することができる場合」に該当するのかを明示することが実務的に重要であると考える。

15. マルチプル法－レベル 2 インプット(適用指針 17 項)
適用指針 17 項（5）において、レベル 2 インプットの例として観察可能な市場データから算出される建物 1 平米当たりの価格が示されている。こちらは米国財務会計基準 ASC 820 55-21g (SFAS157 Para 24g) “Building held and used”の規定を参照しているものと推察される。ここで同じパラグラフの項目 h の例示（ASC 820 55-21h Reporting unit. A Level 2 input would include a valuation multiple (for example, a multiple of earnings or revenue or a similar performance measure) derived from observable market data）が適用指針ではレベル 2 インプットの例から除外されているが、あえて除外した理由等について、もし経緯等あれば結論の背景等で明示していただきたい。また、観察可能な市場データから算出される建物 1 平米当たりの価格はレベル 2 とされているが、同じくマルチプル法の一種である類似上場会社比較法に基づく株式等の評価で用いられる EBIT 倍率等はレベル 2 に該当するか、それとも類似会社の選定という主観的なプロセスが入るため最終的に観察不能なインプット（レベル 3 インプット）と考えられるか、見解や判断の指針等を適用指針等で示すことをご検討いただきたい。

16. レベルの入力数値の具体例(適用指針 17 項及び 18 項)
基準第3 項においては「本会計基準は、公正価値に関する会計処理及び開示について適用する。この際、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。」とされており、基準第46項においては、「公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債（第17 項(2)参照）は、金融商品（毎期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産が該当する。」とされている。
「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第 11 項「賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう（会計基準第 4 項（1））。賃貸等不動産に関する合理的に算定された価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）による方法又は類似の方法に基づいて算定する」との記載の「時価」を「公正価値」と読み替えた場合、公正価値が不動産鑑定基準による方法で算定されることになるが、条文の通りこの読み替えが行われるのであれば、実務に資するよう、不動産鑑定士の鑑定書を使用した入力数値のレベルの考え方及び、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従って公正価値を注記した場合の参考（開示例）を示すことをご検討いただきたい

17. ポートフォリオで保有する金融商品の公正価値の算定（適用指針 21 項）
「相殺関係にある市場リスク・ポジション（例えば、金利リスク、ため替リスク又は他の価格リスク）の公正価値を算定するにあたっては」と記載されているが、金融商品実務指針第 140 項によれば、市場リスクポジションが相殺されることをもって純額表示することは認められていないと考えられるため、本項でいう「市場リスク・ポジションの公正価値」は「市場リスク・ポジションの相殺関係にある資産と負債の組み合わせについてのそれぞれの公正価値」を意図していると理解することになると考えられるが、この理解で正しければ、そのことがより明瞭になるよう記載すべきと考える。

18. 取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合の公正価値の算定（適用指針第 24 項から第 29 項及び第 50 項）
取引数量及び頻度が著しく低下しているが秩序ある取引である場合には、市場における価値（会計基準第 6 項）を考慮する必要がある一方、秩序ある取引ではない場合には、当該市場における価値は考慮してはならないとある。秩序ある取引か否かで公正価値の算定が大きく異なり、実務上の取扱いにばらつきが生じる可能性があることから、例えば、金融商品について秩序ある取引ではないと判断されるケースは非常に限られる等の記載を付記することをご検討いただきたい。

19. 負債の公正価値の算定（負債の移転の制限）（適用指針 35 項）
「仮に移転に関する制限が公正価値を算定するにあたっての入力数値にすでに含まれている場合であっても、その制限による影響は調整しない。」という記載は、第 1 段落の「負債の移転に関する制限は、本来、負債の公正価値に影響しない。」という記述との関係で、「仮に移転に関する制限が公正価値を算定するにあたっての入力数値にすでに含まれている場合であっても、その制限による影響は入力数値から除外し、公正価値の算定には影響させない。」ということを意図していると考えられるが、現在の記述では、「（移転に関する制限の影響が含まれている）入力数値」を「調整しない」という読み方を生ずる可能性があると考える。上記に既述したように基準の意図がより明瞭になるようご検討いただきたい。

20. 入力数値の感応度分析（適用指針 38 項）
レベル 3 の公正価値について、入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更した場合に公正価値が著しく変動する場合、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載するとされる。ここで、公正価値が著しく変動するとあるがその指針について、定量的な記載を含めより具体的に記載していただくか例示等を示すことをご検討いただきたい。

21. **市場参加者のシナジー効果の反映（適用指針設例１について）**
適用指針設例１ “企業結合により取得したソフトウェア：市場参加者のシナジー効果の反映（会計基準第 11 項、適用指針第 10 項）”において、ソフトウェアの評価について市場参加者のシナジー効果を反映する旨の記載がある。ここでそもそも、”市場参加者のシナジー効果”について、会計基準又は適用指針で具体的な定義等が見当たらないため定義・指針等を示すことを検討していただきたい。またソフトウェアの評価に関する例示がされているが、基本的に公正価値で評価するすべての資産・負債に適用されるのか明示していただきたい。さらにシナジー効果についてはどの部分が市場参加者のシナジー効果で、どの部分が当事者固有のシナジー効果であるかは評価を専門的に実施している人々の間でも明確に判断するのが難しい部分であり、より具体的な指針又は例示を記載することをご検討いただきたい。

22. **市場価格のある有価証券の減損処理（金融商品会計に関する実務指針 91 項）について**
売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む）のうち、市場価格又は合理的に算定された価額（すなわち時価）のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとされる（金融商品会計に関する実務指針 91 項）。また会計基準 14 項によれば、公正価値を算定するにあたって評価技法に用いられる入力数値は観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならないとされる。
ここで例えば市場価格のある子会社株式の減損のケースについて考えると、仮に子会社株式の減損を行う場合、会計基準に文字通り従えば通常は市場価格を減損後の貸借対照表価額にすると考えられる。一方で一般的に評価の実務においては市場価格は少数株主の観点からの評価額とされ、いわゆる「支配プレミアム」を含まない価格と考えられている。一方で子会社株主は対象会社の支配を獲得していることから、いわゆる市場参加者が子会社株式を価格設定する際には「支配プレミアム」を織り込むと考えられることから市場価格よりも高くなると考えられる。したがって市場参加者が子会社株式や関連会社株式といった対象会社に対する支配力・影響力がある株式を価格設定する場合、必ずしも市場価格と等しくなるとは限らずそれより高めの価格設定をすると考えられるがこの点について考え方、基準を設定する際の整理等の記載をご検討いただきたい。またその場合、必ずしも市場価格が常に公正価値となるわけではなく、DCF 法等で評価した結果が公正価値となりうる旨を記載することをご検討いただきたい。

以　上